

平成 21 年度

# 石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課

# 目 次

## 平成21年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容 .....	1
2 主な用語の説明 .....	1

## 調査結果の概要

1 調査・集計対象 .....	3
2 初任給 .....	3
3 ポイント賃金 .....	3
4 週休2日制の実施状況 .....	3
5 年間の休日・休暇 .....	4
6 育児休業制度 .....	4
7 介護休業制度 .....	5
8 看護休暇制度 .....	5
9 就業形態 .....	6
10 正社員・非正社員の活用について .....	6
統計表 .....	7
調査票 .....	21

# 平成21年度賃金等労働条件実態調査

## 1 調査の内容

### (1) 調査の内容

県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者の福祉向上に資する。

### (2) 調査の時期

平成21年7月31日現在

### (3) 調査の対象

県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業及びサービス業の6業種の常用労働者10人以上を雇用する1,400事業所。

なお、調査対象事業所は平成18年の事業所・企業統計調査を参考として、産業別（一部中分類）・規模別に無作為抽出した。

### (4) 調査票回収数

賃金等労働条件実態調査 669事業所（回収率47.8%）

調査票別掲

調査方法 郵送調査

### (5) 調査項目

新規学卒者の初任給 ..... 平成21年の新規学卒者学歴別初任給

中 学 卒

高 校 卒 ..... 事務系・生産職別

高専・短大卒 ..... 事務系・技術職別

大 学 卒 ..... 事務系・技術職別

ポイント賃金

労働時間、休日、週休制

育児・介護休業・看護休暇制度

就業形態

正社員・非正社員の活用について

## 2 主な用語の説明

### (1) 産業分類

日本標準産業分類によって分類した。

### (2) 企業規模

各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模を ～ に分類した。

規模 ..... 10人～29人までの常用労働者を雇用する企業

規模 ..... 30人～49人までの常用労働者を雇用する企業

規模 ..... 50人～99人までの常用労働者を雇用する企業

規模 ..... 100人～299人までの常用労働者を雇用する企業

規模 ..... 300人以上の常用労働者を雇用する企業

(3) 労働者

常用労働者 …… 期間を定めずに雇用されている労働者

事務労働者 …… 管理、経理、営業、販売、技術、研究等に従事する労働者

生産労働者 …… 生産現場において生產業務、生産工程に従事する労働者  
運輸業の運転手・助手など現場に従事している労働者  
主として肉体労働に従事する労働者

(4) 初任給

平成21年4月に採用された新規学卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

(5) ポイント賃金

ポイント賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち単に特定年齢の人について、基準内賃金から通勤手当を差引いた額をいう。

(注) ポイント賃金という用語は、模範的賃金という意味ではないので、誤解のないようにされたい。

(6) 就業形態

就業形態	説明
正社員	雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていない者。 なお、パートタイマー及び他企業への出向者は除く。
非正社員	正社員以外の労働者（契約社員、臨時的雇用者、短時間のパートタイマー、その他のパートタイマー、出向社員、派遣労働者、その他）をいう。
契約社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。
臨時的雇用者	臨時的に又は日々雇用（日雇）している者で、1ヶ月以内の雇用期間の定めのある者。（雇用期間1ヶ月以内のアルバイト含む）
短時間のパートタイマー	正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者。（雇用期間が1ヶ月を超えるアルバイト含む）
その他のパートタイマー	正社員と1日の所定労働時間、1週の所定労働日数がほぼ同じ者。 雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。
出向社員	他企業から出向契約に基づき出向してきている者。（出向元に籍を置いているかどうかは問わない）
派遣労働者	労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）に基づく派遣元事業所から派遣された者。
その他	上記以外の労働者。

(7) 統計表の符号について

[-] …… 該当のないもの

[0] …… 単位未満の数字

(8) その他

調査対象事業所の抽出については、平成18年の事業所・企業統計調査を参考として無作為に抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

# 調査結果の概要

## 1 調査・集計対象 [第1表、第2表]

- (1) 調査対象事業所は、県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業、サービス業の6業種で常用労働者数10人以上を雇用する1,400事業所（無作為抽出）である。
- (2) 集計対象調査票回収数は669事業所（回収率47.8%）である。
- (3) 集計の対象となった常用労働者数は、51,431人である。

## 2 初任給 [第3表]

全産業で見ると中学校卒業者の初任給が141,600円であり、職種と比較で見ると、高校卒業生生産職（159,600円）は、事務職（155,700円）を3,900円、短大・高専卒業者の技術職（171,900円）は、事務職（167,700円）を4,200円、大学卒業者の技術職（190,400円）は、事務職（186,300円）を4,100円、それぞれ上回っている。

## 3 ポイント賃金 [第4表、第5表、第6表]

学歴別に賃金格差が生じている。全体的に50～55歳に賃金のピークがある。

## 4 週休2日制の実施状況 [第7表、第8表、第4図、第5図、第6図、第7図]

何らかの週休2日制を実施している全産業・全規模事業所は93.1%であり、このうち完全週休2日制としている事業所は34.4%である。

- (1) 何らかのかたちで週休2日制を実施している事業所は全産業・全規模の93.1%であり、前年（94.0%）より0.9ポイントの減少となった。また、実施形態では、「完全」とする事業所がもっとも多く34.4%である。
- (2) 実施状況を企業規模別にみると、10～29人規模は93.2%、30～49人規模は95.9%、50～99人規模は89.1%、100～299人規模は93.1%、300人以上規模は95.4%となっている。
- (3) この実施状況を適用労働者で見ると実施率は91.2%で、適用形態では「完全」の実施率が最も多く46.1%となっている。

## 5 年間の休日・休暇 [第9表、第10表、第11表、第1図、第2図、第3図]

全産業・全規模の年間の事業所平均休日日数は106.9日、労働者平均休日日数は111.4日。年次有給休暇の計画的付与をしている事業所は20.5%。

- (1) 全産業・全規模の年間の事業所平均休日日数は106.9日で、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70日未満」の事業所は全体の1.2%、「70～79日」は2.8%、「80～89日」は8.7%、「90～99日」は15.1%、「100～109日」は30.4%、「110～119日」は17.2%、「120日以上」は24.6%である。
- (2) 全産業・全規模の年間の労働者平均休日日数は111.4日で、休日日数ごとの労働者の割合をみると、「70日未満」の労働者は全体の0.3%、「70～79日」は1.7%、「80～89日」は5.7%、「90～99日」は8.8%、「100～109日」は24.5%、「110～119日」は23.8%、「120日以上」は35.1%である。
- (3) 年次有給休暇の計画的付与をしている事業所は20.5%であり、その付与日数の平均は6.8日である。

## 6 育児休業制度 [第12表、第14表]

育児休業の取得率は、女性が90.9%、男性は0.7%となった。また、休業以外の措置を設けている事業所は69.8%で、最も多く採用されているのは、1日の所定内労働時間を短縮する制度で、集計対象事業所のうち52.6%で設けられている。

集計対象事業所において、平成20年度に出産または配偶者が出産した人は1,609人、うち育児休業を開始した人は446人、取得率は27.7%である。

これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は1,127人で、そのうち育児休業を開始した人は8人、取得率は0.7%である。

女性では出産した人が482人で、そのうち育児休業を開始した人は438人、取得率は90.9%である。

また、集計対象事業所において、何らかの休業以外の措置を設けている事業所は467事業所、最も多く設置されているのは「1日の所定内労働時間を短縮する制度」で352事業所（52.6%）、次いで「所定外労働時間をさせない制度」が254事業所（38.0%）である。

## 7 介護休業制度 [第13表、第15表]

集計対象事業所で平成20年度に介護休業を開始した人は男性4人、女性23人、計27人である。また、休業以外の措置を設けている事業所は63.1%、最も多く採用されているのは1日の所定内労働時間を短縮する制度で、集計対象事業所のうち50.2%で設けられている。

集計対象事業所において、何らかの休業以外の措置を設けている事業所は422事業所、最も多く設置されているのは「1日の所定内労働時間を短縮する制度」で336事業所(50.2%)、次いで「始業・終業時間の繰下げ、繰上げ」が179事業所(26.8%)である。

## 8 看護休暇制度 [第16表、第8図、第9図、第10図、第11図、第12図、第13図]

看護休暇制度について、37.1%の事業所において制度化されており、対象となる家族の範囲は、子については「義務教育就学前まで」が79.6%と最も多い。子以外の家族については、「対象外」とした事業所が67.8%と最も多く、対象とする場合は、「同居の扶養家族」(9.3%)や「同居の家族」(12.5%)など同居を要件とする事業所が多い。

看護休暇制度について、37.1%の事業所において制度化されており、このほか、慣例としてあるとした事業所が6.1%ある。

看護休暇の対象となる家族の範囲は、子については「義務教育就学前まで」が79.6%で最も多く、次いで「小学校入学から卒業まで」が9.1%となっている。子以外の家族については、「対象外」とした事業所が67.8%と最も多く、次いで「同居の家族」(12.5%)や「同居の扶養家族」(9.3%)となっており、同居を要件としている事業所が多い。

休暇の形態については、義務教育就学前の子を対象とした休暇については38.1%が有給休暇となっており、義務教育就学後の子及び子以外の家族を対象とした休暇については21.9%が有給休暇となっている。

## 9 就業形態 [第17表]

就業形態別の労働者割合では、全労働者のうち非正社員は23.9%となっており、男性では14.9%、女性では40.5%が非正社員となっている。

就業形態別の労働者割合では、全労働者のうち正社員が76.1%、非正社員は23.9%となっており、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが最も高く11.4%となっているほか、契約社員4.7%、派遣労働者4.2%などとなっている。

性別にみると、男性では、正社員が85.1%、非正社員が14.9%であり、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが4.2%、契約社員が4.0%となっている。女性では、正社員が59.5%、非正社員40.5%であり、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが24.9%、契約社員が5.8%となっている。

## 10 正社員・非正社員の活用について [第18表、第14図、第15図]

非正社員の正社員化について、「個人の能力を見極めて正社員化したい」と考える事業所の割合が、契約社員（49.3%）、派遣労働者（46.6%）で高くなっている。

非正社員の正社員化については、いずれの就業形態も「積極的に正社員化を進めていきたい」とする事業所は7%程度にとどまる。一方、「個人の能力を見極めて正社員化したい」とする事業所は契約社員（49.3%）と派遣労働者（46.6%）で高く、「考えていない」とする事業所は出向社員（79.7%）、短時間パート（60.9%）、臨時的雇用者（69.3%）で高くなっている。

非正社員を活用している理由について、就業形態ごとにみると、契約社員では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が64.0%、臨時的雇用者では「一時的（臨時・季節的）な繁忙期に対応するため」が67.0%、短時間パートでは「人件費削減のため」が44.8%、その他パートでも「人件費削減のため」が35.2%、派遣労働者では「一時的な繁忙期に対応するため」が39.0%と最も高い数値を示している。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間において、非正社員を正社員として登用した事業所数は、134事業所となっている。また、その人数は、376人であり、契約社員が34.6%で最も多い。



# 統計表

第1表 集計対象事業所

( )は%

産業別	規模別 全規模 (総数)	～ (10～299人) 規模					規模 300人以上
		小計 10～299人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	
全産業	669 (100.0)	582 (87.0)	235 (35.1)	97 (14.5)	119 (17.8)	131 (19.6)	87 (13.0)
建設業	108 (16.1)	100 (92.6)	55 (50.9)	23 (21.3)	12 (11.1)	10 (9.3)	8 (7.4)
製造業	214 (32.0)	187 (87.4)	63 (29.4)	32 (15.0)	42 (19.6)	50 (23.4)	27 (12.6)
卸売・小売業	125 (18.7)	111 (88.8)	49 (39.2)	13 (10.4)	23 (18.4)	26 (20.8)	14 (11.2)
金融・保険業	27 (4.0)	18 (66.7)	7 (25.9)	4 (14.8)	4 (14.8)	3 (11.1)	9 (33.3)
運輸・通信業	42 (6.3)	32 (76.2)	11 (26.2)	5 (11.9)	8 (19.0)	8 (19.0)	10 (23.8)
サービス業	153 (22.9)	134 (87.6)	50 (32.7)	20 (13.1)	30 (19.6)	34 (22.2)	19 (12.4)

第3表 学歴・職種の初任給 (産業別・全規模)

産業別	学歴別 中学校卒	高 校 卒		
		管 理 事 販	職 務 売 職	生 産 職
全産業	141,600 <sup>(円)</sup>	155,700 <sup>(円)</sup>	159,600 <sup>(円)</sup>	
建設業	143,500	156,400	164,000	
製造業	140,900	156,800	157,800	
卸売・小売業	132,500	160,300	158,800	
金融・保険業	-	142,100	135,600	
運輸・通信業	146,300	160,900	170,800	
サービス業	143,300	152,000	156,800	

百円未満は切り上げています。

第2表 集計対象労働者

( ) は%

産業別	規模別 全規模 (総数)	～ (10～299人) 規模					規模 300人以上
		小計 10～299人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	
全産業	51,431 (100.0)	28,129 (54.7)	3,550 (6.9)	3,372 (6.6)	6,763 (13.1)	14,444 (28.1)	23,302 (45.3)
建設業	4,110 (8.0)	3,230 (78.6)	909 (22.1)	814 (19.8)	669 (16.3)	838 (20.4)	880 (21.4)
製造業	24,561 (47.8)	10,697 (43.6)	969 (3.9)	1,170 (4.8)	2,670 (10.9)	5,888 (24.0)	13,864 (56.4)
卸売・小売業	6,873 (13.4)	4,935 (71.8)	642 (9.3)	419 (6.1)	1,011 (14.7)	2,863 (41.7)	1,938 (28.2)
金融・保険業	1,558 (3.0)	628 (40.3)	145 (9.3)	113 (7.3)	190 (12.2)	180 (11.6)	930 (59.7)
運輸・通信業	3,851 (7.5)	1,700 (44.1)	181 (4.7)	197 (5.1)	562 (14.6)	760 (19.7)	2,151 (55.9)
サービス業	10,478 (20.4)	6,939 (66.2)	704 (6.7)	659 (6.3)	1,661 (15.9)	3,915 (37.4)	3,539 (33.8)

短大・高専卒			大学卒		
管理職 事務職 販売職	技術職		管理職 事務職 販売職	技術職	
167,700 <sup>(円)</sup>	171,900 <sup>(円)</sup>		186,300 <sup>(円)</sup>	190,400 <sup>(円)</sup>	
169,800	175,800		187,300	192,200	
170,300	171,600		191,700	192,600	
172,700	171,700		189,400	190,100	
155,100	144,500		176,200	155,700	
173,000	173,800		189,600	188,400	
161,600	169,200		178,400	186,000	

学歴・職種・男女別ポイント賃金

第4表 全産業・全規模

学 歴 別 年 齢 別	中 学 校 卒		高 校 卒			
	男 女 別		管 事 販 理 務 売	職 職 職	生 産 職	
	男 性	女 性			男 性	女 性
(歳)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
25	188,000	170,300	195,500	177,100	197,800	168,900
30	237,000	196,100	227,300	189,500	224,500	186,300
35	244,800	197,900	270,300	198,700	252,500	192,200
40	260,500	247,700	306,300	210,900	278,700	234,400
45	346,000	241,600	335,400	215,200	292,800	209,900
50	298,500	195,200	358,200	240,500	329,400	214,800
55	289,700	190,600	383,500	243,900	340,700	203,900
60	250,100	144,100	318,100	245,000	282,200	201,600

第5表 全産業・～規模(10人～299人)

25	188,000	170,300	195,400	178,200	197,800	164,300
30	237,000	211,600	227,700	189,200	224,800	183,600
35	244,800	197,900	271,900	195,900	252,500	187,700
40	277,800	258,200	302,100	204,800	276,600	240,300
45	346,000	241,600	332,900	210,100	288,300	202,900
50	304,200	196,000	350,100	230,200	326,200	211,400
55	278,400	196,100	371,900	240,500	335,100	197,500
60	253,600	145,800	305,400	225,600	282,900	200,500

第6表 全産業・規模(300人以上)

25	-	-	195,700	173,600	198,000	185,400
30	-	-	226,300	190,400	223,400	192,100
35	-	-	265,800	207,000	252,200	205,100
40	208,500	226,600	322,100	227,800	287,800	218,000
45	-	-	343,000	233,100	308,100	227,600
50	285,700	192,900	385,800	273,400	344,400	227,200
55	319,800	168,500	412,500	251,400	360,500	227,200
60	214,900	130,000	368,600	303,100	277,600	206,000

- は、データが全くなかったものです。

短 大 ・ 高 専 卒				大 学 卒			
管 事 販		理 務 売		職 職 職		技 術 職	
男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
190,200	174,500	196,300	190,800	211,100	190,100	233,400	200,700
215,100	191,200	234,900	206,900	248,800	212,300	242,100	224,700
263,800	207,900	267,200	234,900	292,800	236,900	284,500	261,600
302,500	215,900	311,100	239,500	323,100	268,500	333,200	293,400
337,900	233,500	334,000	266,500	374,200	289,100	359,200	327,800
360,300	254,100	357,100	284,800	403,300	307,600	399,600	357,500
370,500	269,700	361,500	279,100	434,100	346,300	417,300	288,600
375,100	287,000	316,300	243,200	376,900	286,000	375,300	283,400

191,500	174,700	195,600	187,000	210,800	190,600	245,600	201,800
213,300	189,700	235,400	199,800	247,000	208,800	238,000	221,900
256,200	206,200	265,000	230,400	283,300	227,100	279,100	257,600
299,500	214,700	303,300	234,200	315,400	264,400	319,000	284,900
336,400	223,100	326,400	244,700	367,400	271,200	330,900	348,600
350,000	268,500	362,900	294,600	393,300	325,600	374,500	369,100
363,100	258,100	346,500	267,300	418,500	391,700	376,900	267,300
355,300	285,600	301,600	250,200	344,200	387,000	339,300	272,200

187,300	174,000	199,300	198,900	211,800	189,500	210,400	198,800
219,600	195,700	233,600	224,000	253,400	219,900	252,800	229,800
295,700	215,400	275,700	245,100	318,700	255,700	301,900	274,600
314,800	218,600	327,800	248,300	344,700	273,400	359,900	310,300
341,500	255,100	353,100	299,200	391,500	310,600	408,300	301,700
385,700	220,000	334,100	270,100	432,300	182,000	461,100	334,200
385,300	292,800	395,800	314,300	471,900	255,400	492,900	320,600
409,800	289,300	411,300	225,700	469,500	185,000	447,300	328,000

第7表 産業別週休2日制の実施状況

産業別	制度別	合計	週休2		
			小計	完全週休2日制	月3回週休2日制
全産業	(事業所)	668 (100)	622 (93.1)	230 (34.4)	64 (9.6)
	(適用労働者)	51,431 (100)	46,930 (91.2)	23,725 (46.1)	4,157 (8.1)
建設業	(事業所)	108 (100)	104 (96.3)	19 (17.6)	8 (7.4)
	(適用労働者)	4,110 (100)	3,945 (96.0)	1,137 (27.7)	546 (13.3)
製造業	(事業所)	213 (100)	197 (92.5)	68 (31.9)	22 (10.3)
	(適用労働者)	24,561 (100)	22,121 (90.1)	13,039 (53.1)	1,667 (6.8)
繊維関係	(事業所)	26 (100)	20 (76.9)	5 (19.2)	3 (11.5)
	(適用労働者)	2,465 (100)	2,224 (90.2)	670 (27.2)	169 (6.9)
機械金属・電気電子関係	(事業所)	104 (100)	97 (93.3)	42 (40.4)	12 (11.5)
	(適用労働者)	15,857 (100)	13,821 (87.2)	10,248 (64.6)	810 (5.1)
その他	(事業所)	83 (100)	80 (96.4)	21 (25.3)	7 (8.4)
	(適用労働者)	6,239 (100)	6,076 (97.4)	2,121 (34.0)	688 (11.0)
卸売・小売業	(事業所)	125 (100)	118 (94.4)	33 (26.4)	17 (13.6)
	(適用労働者)	6,873 (100)	5,747 (83.6)	2,200 (32.0)	1,012 (14.7)
金融・保険業	(事業所)	27 (100)	27 (100.0)	26 (96.3)	1 (3.7)
	(適用労働者)	1,558 (100)	1,558 (100.0)	1,543 (99.0)	15 (1.0)
運輸・通信業	(事業所)	42 (100)	41 (97.6)	19 (45.2)	5 (11.9)
	(適用労働者)	3,851 (100)	3,848 (99.9)	1,999 (51.9)	405 (10.5)
サービス業	(事業所)	153 (100)	135 (88.2)	65 (42.5)	11 (7.2)
	(適用労働者)	10,478 (100)	9,711 (92.7)	3,807 (36.3)	512 (4.9)

第8表 企業規模別週休2日制の実施状況

規模別	制度別	合計	週休2		
			小計	完全週休2日制	月3回週休2日制
全規模	(事業所)	668 (100)	622 (93.1)	230 (34.4)	64 (9.6)
	(適用労働者)	51,431 (100)	46,930 (91.2)	23,725 (46.1)	4,157 (8.1)
10～29人	(事業所)	234 (100)	218 (93.2)	70 (29.9)	13 (5.6)
	(適用労働者)	3,550 (100)	3,386 (95.4)	1,059 (29.8)	230 (6.5)
30～49人	(事業所)	97 (100)	93 (95.9)	27 (27.8)	16 (16.5)
	(適用労働者)	3,372 (100)	3,245 (96.2)	872 (25.9)	539 (16.0)
50～99人	(事業所)	119 (100)	106 (89.1)	22 (18.5)	13 (10.9)
	(適用労働者)	6,763 (100)	5,922 (87.6)	1,152 (17.0)	646 (9.6)
100～299人	(事業所)	131 (100)	122 (93.1)	55 (42.0)	16 (12.2)
	(適用労働者)	14,444 (100)	13,558 (93.9)	6,515 (45.1)	1,640 (11.4)
300人以上	(事業所)	87 (100)	83 (95.4)	56 (64.4)	6 (6.9)
	(適用労働者)	23,302 (100)	20,819 (89.3)	14,127 (60.6)	1,102 (4.7)

( )は%

日 制 を 実 施				1週1日休 み又は4週 4日休み	1週に 1日半 休 み	そ の 他
隔 週 週休2日制	月 2 回 週休2日制	月 1 回 週休2日制	そ の 他 週休2日制			
79 ( 11.8)	96 ( 14.4)	17 ( 2.5)	136 ( 20.4)	14 ( 2.1)	8 ( 1.2)	24 ( 3.6)
3,679 ( 7.2)	3,986 ( 7.8)	657 ( 1.3)	10,726 ( 20.9)	393 ( 0.8)	278 ( 0.5)	3,830 ( 7.4)
19 ( 17.6)	29 ( 26.9)	5 ( 4.6)	24 ( 22.2)	1 ( 0.9)	- ( - )	3 ( 2.8)
434 ( 10.6)	777 ( 18.9)	173 ( 4.2)	878 ( 21.4)	3 ( 0.1)	- ( - )	162 ( 3.9)
28 ( 13.1)	24 ( 11.3)	2 ( 0.9)	53 ( 24.9)	1 ( 0.5)	2 ( 0.9)	13 ( 6.1)
953 ( 3.9)	1,012 ( 4.1)	69 ( 0.3)	5,381 ( 21.9)	50 ( 0.2)	148 ( 0.6)	2,242 ( 9.1)
4 ( 15.4)	2 ( 7.7)	1 ( 3.8)	5 ( 19.2)	- ( - )	- ( - )	6 ( 23.1)
139 ( 5.6)	78 ( 3.2)	33 ( 1.3)	1,135 ( 46.0)	- ( - )	- ( - )	241 ( 9.8)
8 ( 7.7)	11 ( 10.6)	- ( - )	24 ( 23.1)	1 ( 1.0)	1 ( 1.0)	5 ( 4.8)
341 ( 2.2)	469 ( 3.0)	- ( - )	1,953 ( 12.3)	50 ( 0.3)	13 ( 0.1)	1,973 ( 12.4)
16 ( 19.3)	11 ( 13.3)	1 ( 1.2)	24 ( 28.9)	- ( - )	1 ( 1.2)	2 ( 2.4)
473 ( 7.6)	465 ( 7.5)	36 ( 0.6)	2,293 ( 36.8)	- ( - )	135 ( 2.2)	28 ( 0.4)
13 ( 10.4)	22 ( 17.6)	4 ( 3.2)	29 ( 23.2)	4 ( 3.2)	- ( - )	3 ( 2.4)
176 ( 2.6)	651 ( 9.5)	96 ( 1.4)	1,612 ( 23.5)	100 ( 1.5)	- ( - )	1,026 ( 14.9)
- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
5 ( 11.9)	5 ( 11.9)	2 ( 4.8)	5 ( 11.9)	- ( - )	1 ( 2.4)	- ( - )
287 ( 7.5)	258 ( 6.7)	95 ( 2.5)	804 ( 20.9)	- ( - )	3 ( 0.1)	- ( - )
14 ( 9.2)	16 ( 10.5)	4 ( 2.6)	25 ( 16.3)	8 ( 5.2)	5 ( 3.3)	5 ( 3.3)
1,829 ( 17.5)	1,288 ( 12.3)	224 ( 2.1)	2,051 ( 19.6)	240 ( 2.3)	127 ( 1.2)	400 ( 3.8)

( )は%

日 制 を 実 施				1週1日休 み又は4週 4日休み	1週に 1日半 休 み	そ の 他
隔 週 週休2日制	月 2 回 週休2日制	月 1 回 週休2日制	そ の 他 週休2日制			
79 ( 11.8)	96 ( 14.4)	17 ( 2.5)	136 ( 20.4)	14 ( 2.1)	8 ( 1.2)	24 ( 3.6)
3,679 ( 7.2)	3,986 ( 7.8)	657 ( 1.3)	10,726 ( 20.9)	393 ( 0.8)	278 ( 0.5)	3,830 ( 7.4)
42 ( 17.9)	50 ( 21.4)	7 ( 3.0)	36 ( 15.4)	9 ( 3.8)	4 ( 1.7)	3 ( 1.3)
671 ( 18.9)	744 ( 21.0)	106 ( 3.0)	576 ( 16.2)	87 ( 2.5)	39 ( 1.1)	38 ( 1.1)
14 ( 14.4)	18 ( 18.6)	2 ( 2.1)	16 ( 16.5)	1 ( 1.0)	1 ( 1.0)	2 ( 2.1)
521 ( 15.5)	669 ( 19.8)	67 ( 2.0)	577 ( 17.1)	7 ( 0.2)	43 ( 1.3)	77 ( 2.3)
12 ( 10.1)	14 ( 11.8)	7 ( 5.9)	38 ( 31.9)	4 ( 3.4)	- ( - )	9 ( 7.6)
587 ( 8.7)	868 ( 12.8)	426 ( 6.3)	2,243 ( 33.2)	299 ( 4.4)	- ( - )	542 ( 8.0)
9 ( 6.9)	11 ( 8.4)	- ( - )	31 ( 23.7)	- ( - )	3 ( 2.3)	6 ( 4.6)
1,128 ( 7.8)	1,175 ( 8.1)	- ( - )	3,100 ( 21.5)	- ( - )	196 ( 1.4)	690 ( 4.8)
2 ( 2.3)	3 ( 3.4)	1 ( 1.1)	15 ( 17.2)	- ( - )	- ( - )	4 ( 4.6)
772 ( 3.3)	530 ( 2.3)	58 ( 0.2)	4,230 ( 18.2)	- ( - )	- ( - )	2,483 ( 10.7)

第9表 年間の休日日数

産業別	日数別	合計	平均	70日未満	平均	70～79日	平均
			日数		日数		日数
全産業	(事業所)	668 (100)	106.9	8 (1.2)	49.6	19 (2.8)	74.8
	(適用労働者)	51,431 (100)	111.4	178 (0.3)	44.9	868 (1.7)	75.5
建設業	(事業所)	108 (100)	101.5	- (-)	-	2 (1.9)	75.0
	(適用労働者)	4,110 (100)	105.9	- (-)	-	61 (1.5)	73.6
製造業	(事業所)	213 (100)	108.5	- (-)	-	2 (0.9)	77.5
	(適用労働者)	24,561 (100)	114.3	- (-)	-	69 (0.3)	77.5
繊維関係	(事業所)	26 (100)	105.1	- (-)	-	1 (3.8)	78.0
	(適用労働者)	2,465 (100)	108.6	- (-)	-	33 (1.3)	78.0
機械金属・電気電子関係	(事業所)	104 (100)	111.4	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	15,857 (100)	117.4	- (-)	-	- (-)	-
その他	(事業所)	83 (100)	106.0	- (-)	-	1 (1.2)	77.0
	(適用労働者)	6,239 (100)	108.6	- (-)	-	36 (0.6)	77.0
卸売・小売業	(事業所)	125 (100)	105.5	1 (0.8)	61.0	4 (3.2)	74.0
	(適用労働者)	6,873 (100)	107.8	6 (0.1)	61.0	155 (2.3)	72.7
金融・保険業	(事業所)	27 (100)	124.0	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	1,558 (100)	124.2	- (-)	-	- (-)	-
運輸・通信業	(事業所)	42 (100)	104.7	1 (2.4)	46.0	2 (4.8)	74.0
	(適用労働者)	3,851 (100)	108.1	3 (0.1)	46.0	70 (1.8)	74.8
サービス業	(事業所)	153 (100)	107.1	6 (3.9)	48.3	9 (5.9)	74.7
	(適用労働者)	10,478 (100)	108.3	169 (1.6)	44.0	513 (4.9)	76.4

第10表 休日・休暇について (事業所平均)

(単位：日)

産業別	総休日 日数	週休日	週休日					
			以外	年未年始	祝日	夏季休暇	メーデー	その他
全産業	107.0	84.5	22.5	5.9	10.9	3.4	0.1	2.2
建設業	101.5	76.5	25.0	7.1	11.9	3.9	0.0	2.0
製造業	108.5	84.0	24.4	7.0	10.3	4.2	0.1	2.9
卸売・小売業	105.5	84.4	21.1	5.3	10.6	3.3	0.1	1.8
金融・保険業	124.0	101.4	22.6	5.1	14.0	2.8	0.0	0.7
運輸・通信業	104.7	85.1	19.5	4.5	11.7	2.1	0.2	1.0
サービス業	107.8	87.7	20.1	4.7	10.4	2.6	0.0	2.4

第11表 年休・所定内労働時間 (事業所平均)

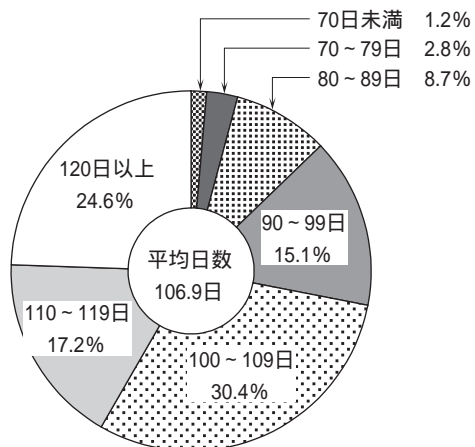
産業別	年休の 一人平均 付与日数	年休の 一人平均 消化日数	年休の 一人平均 消化率	1日の労働時間		1週の労働時間	
				(時間)	(分)	(時間)	(分)
全産業	17.4	6.4	37.6	7	46	39	34
建設業	18.0	6.5	38.1	7	44	39	44
製造業	17.5	7.1	40.7	7	48	39	30
卸売・小売業	17.0	4.5	28.1	7	47	39	54
金融・保険業	19.3	6.5	34.0	7	33	37	55
運輸・通信業	17.5	6.8	39.8	7	43	38	58
サービス業	16.8	6.6	40.1	7	45	39	42



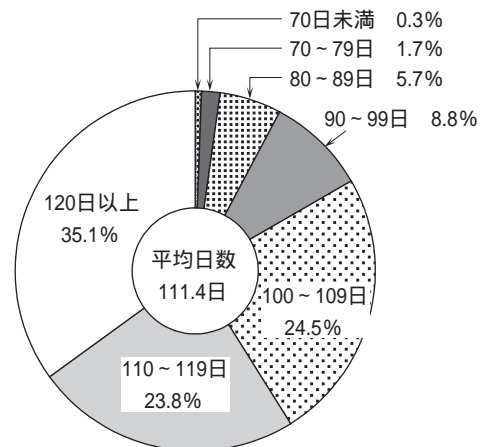
( ) は%

80～89日	平均日数	90～99日	平均日数	100～109日	平均日数	110～119日	平均日数	120日以上	平均日数
58 ( 8.7)	86.8	101 (15.1)	95.4	203 (30.4)	104.8	115 (17.2)	114.0	164 (24.6)	106.9
2,938 ( 5.7)	86.3	4,525 ( 8.8)	95.2	12,610 (24.5)	105.3	12,257 (23.8)	114.1	18,055 (35.1)	111.4
21 (19.4)	87.6	32 (29.6)	95.6	28 (25.9)	104.4	12 (11.1)	113.5	13 (12.0)	125.6
646 (15.7)	87.4	856 (20.8)	96.2	1,028 (25.0)	105.0	670 (16.3)	114.1	849 (20.7)	126.6
12 ( 5.6)	86.4	24 (11.3)	95.3	82 (38.5)	104.7	51 (23.9)	114.1	42 (19.7)	124.4
525 ( 2.1)	86.9	881 ( 3.6)	94.6	5,856 (23.8)	105.6	7,562 (30.8)	114.3	9,668 (39.4)	123.1
3 (11.5)	87.4	5 (19.2)	94.4	10 (38.5)	106.0	2 ( 7.7)	114.0	5 (19.2)	126.2
90 ( 3.7)	88.0	240 ( 9.7)	94.9	1,379 (55.9)	108.2	258 (10.5)	111.4	465 (18.9)	121.2
2 ( 1.9)	83.5	6 ( 5.8)	95.0	36 (34.6)	104.5	36 (34.6)	114.0	24 (23.1)	124.1
60 ( 0.4)	85.5	214 ( 1.3)	94.0	1,780 (11.2)	105.1	5,594 (35.3)	113.8	8,209 (51.8)	123.4
7 ( 8.4)	86.8	13 (15.7)	95.8	36 (43.4)	104.5	13 (15.7)	114.3	13 (15.7)	124.4
375 ( 6.0)	86.9	427 ( 6.8)	94.8	2,697 (43.2)	104.7	1,710 (27.4)	116.2	994 (15.9)	121.4
8 ( 6.4)	86.8	25 (20.0)	94.3	40 (32.0)	104.9	28 (22.4)	113.9	19 (15.2)	126.1
459 ( 6.7)	84.7	879 (12.8)	93.9	1,969 (28.6)	105.3	2,248 (32.7)	112.9	1,157 (16.8)	126.6
- ( - )	-	- ( - )	-	1 ( 3.7)	106.0	- ( - )	-	26 (96.3)	124.7
- ( - )	-	- ( - )	-	15 ( 1.0)	106.0	- ( - )	-	1,543 (99.0)	124.4
6 (14.3)	87.2	6 (14.3)	96.7	12 (28.6)	105.3	1 ( 2.4)	113.0	14 (33.3)	123.1
335 ( 8.7)	87.5	860 (22.3)	94.8	1,078 (28.0)	105.7	30 ( 0.8)	113.0	1,475 (38.3)	123.8
11 ( 7.2)	85.6	14 ( 9.2)	96.6	40 (26.1)	105.0	23 (15.0)	114.5	50 (32.7)	126.0
973 ( 9.3)	85.7	1,049 (10.0)	96.2	2,664 (25.4)	104.6	1,747 (16.7)	114.8	3,363 (32.1)	126.1

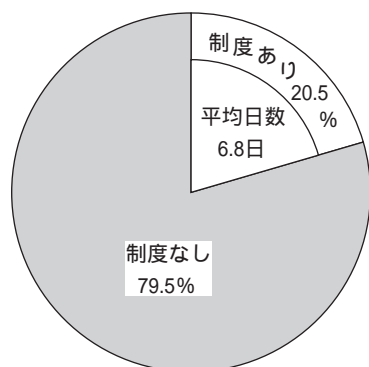
第1図 年間休日日数 (事業所)



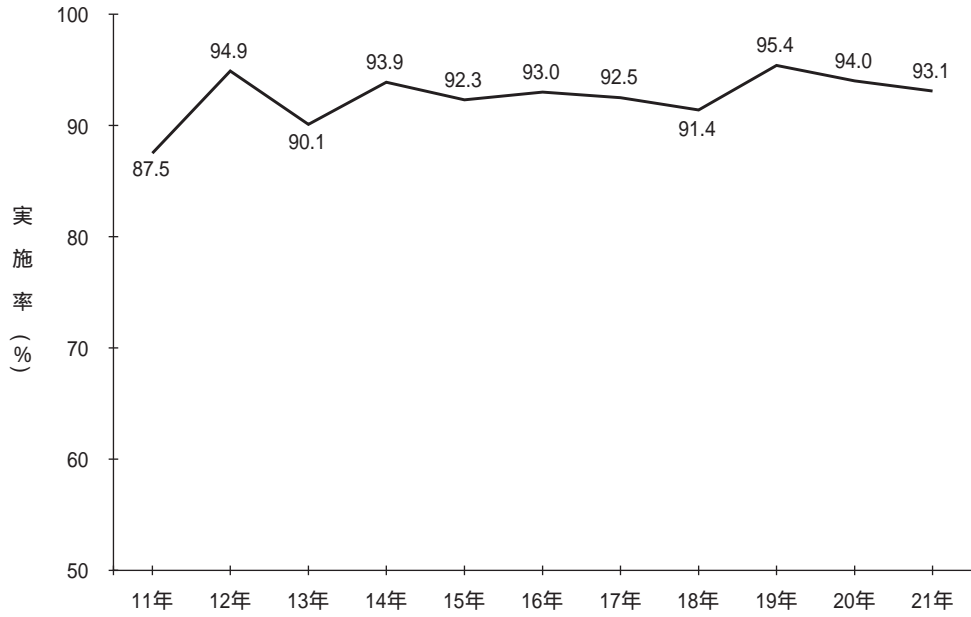
第2図 年間休日日数 (適用労働者)



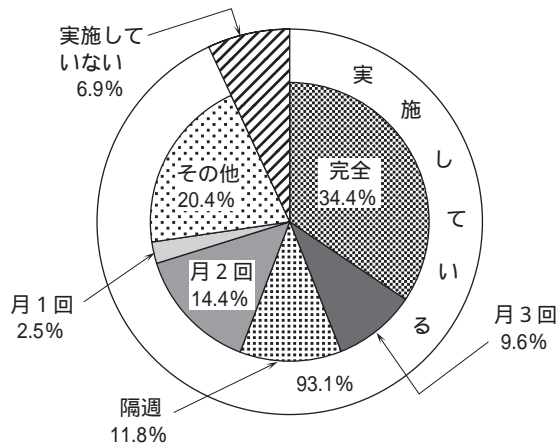
第3図 年次有給休暇の計画的付与の状況



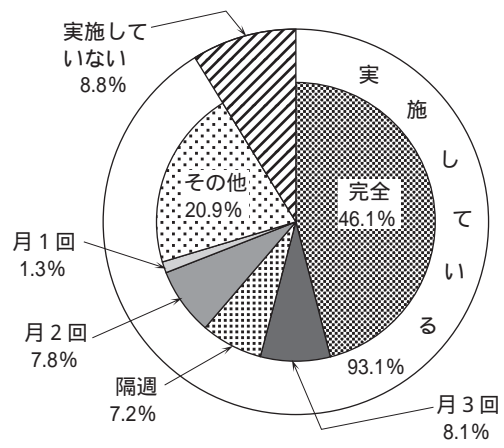
第4図 最近10年間の週休2日制実施率の推移（事業所）



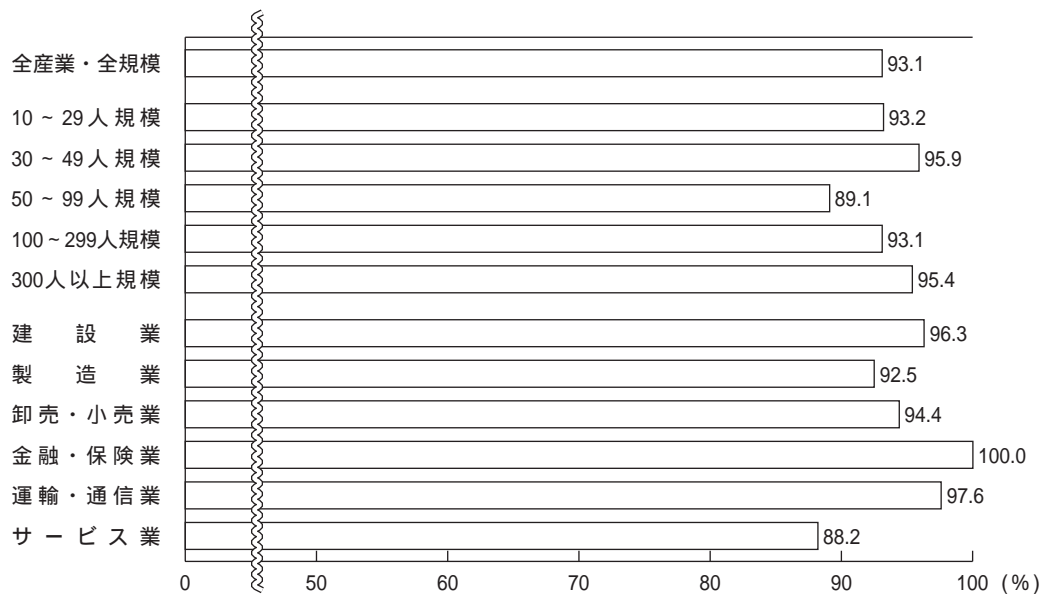
第5図 週休2日制の実施状況（事業所）



第6図 週休2日制の実施状況（適用労働者）



第7図 週休2日制の実施状況（事業所）



第12表 育児休業の取得状況

集計対象事業所で平成20年度に育児休業を取得した人

( )は%

	対象者	取得者
男性	1,127人	8人 ( 0.7)
女性	482人	438人 (90.9)
合計	1,609人	446人 (27.7)

第13表 介護休業の取得状況

集計対象事業所で平成20年度に介護休業を取得した人

男性	4人
女性	23人
合計	27人

第14表 育児を行う労働者のために設けている休業以外の措置 (複数回答)

( )は%

項	目	事業所数
休業以外の制度を設けている事業所		467 (69.8)
	1日の所定労働時間を短縮する制度	352 (52.6)
	週又は月の所定労働時間を短縮する制度	81 (12.1)
	週又は月の所定労働日数を短縮する制度 (隔日勤務、特定曜日勤務等)	28 ( 4.2)
	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度	79 (11.8)
	フレックスタイム制	34 ( 5.1)
	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	183 (27.4)
	所定外労働をさせない制度	254 (38.0)
	託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与	11 ( 1.6)
制度無し		202 (30.2)
合計		669

第15表 介護を行う労働者のために設けている休業以外の措置 (複数回答)

( )は%

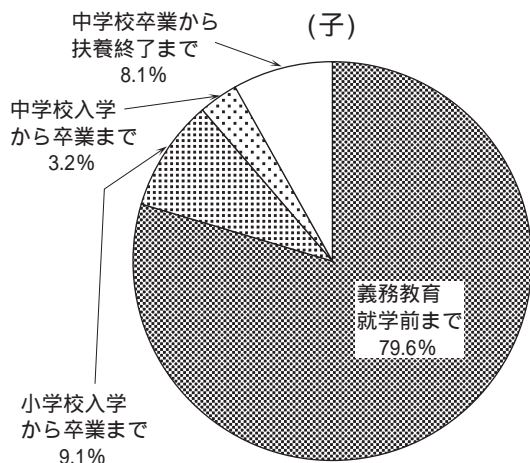
項	目	事業所数
休業以外の制度を設けている事業所		422 (63.1)
	1日の所定労働時間を短縮する制度	336 (50.2)
	週又は月の所定労働時間を短縮する制度	73 (10.9)
	週又は月の所定労働日数を短縮する制度 (隔日勤務、特定曜日勤務等)	26 ( 3.9)
	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度	79 (11.8)
	フレックスタイム制	34 ( 5.1)
	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	179 (26.8)
	労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度	13 ( 1.9)
制度無し		247 (36.9)
合計		669

第16表 看護休暇制度について

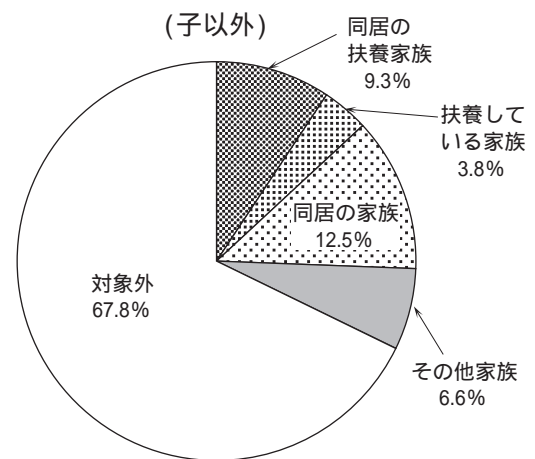
( )は%

項目	事業所数	
制度有り	248 (37.1)	
制度無し	慣例である	41 ( 6.1)
	今後導入検討	108 (16.1)
	予定無し	272 (40.7)
合計	669	

第8図 看護休暇の対象となる家族等の範囲

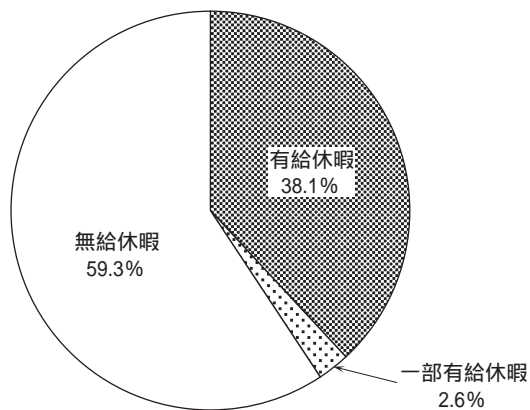


第9図 看護休暇の対象となる家族等の範囲



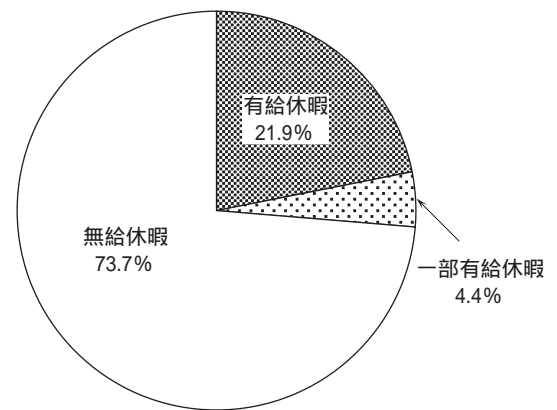
第10図 看護休暇の形態

(義務教育就学前の子)



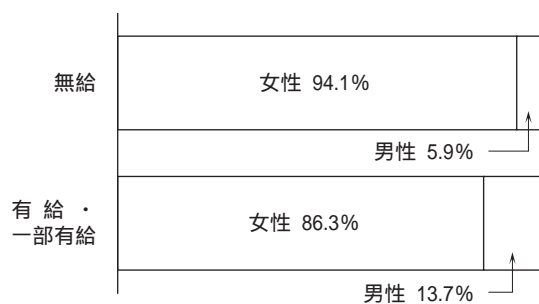
第11図 看護休暇の形態

(義務教育就学後の子及び子以外の家族)



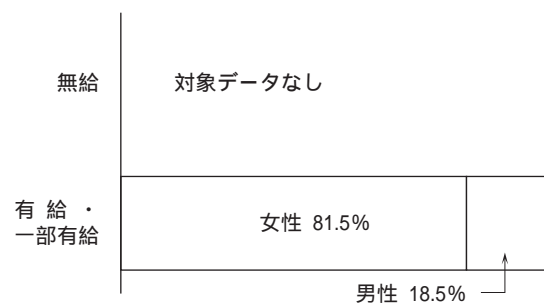
第12図 看護休暇取得者

(義務教育就学前の子)



第13図 看護休暇取得者

(義務教育就学後の子及び子以外の家族)

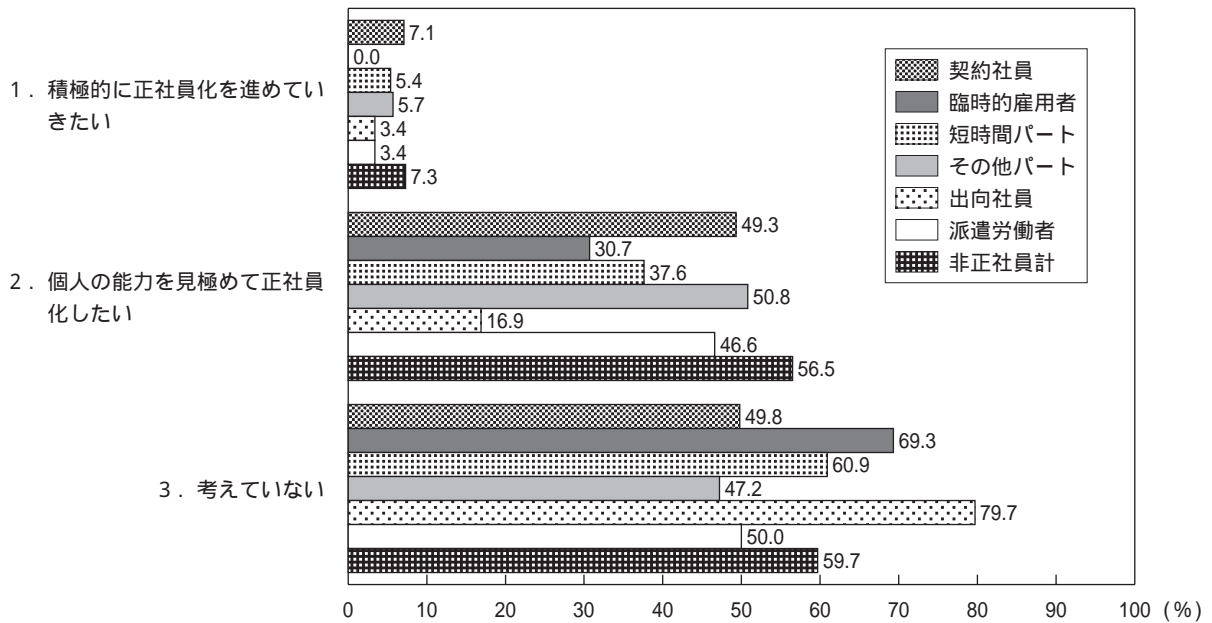


第17表 就業形態について

(単位：%)

区 分	正社員	非 正 社 員								
		契約社員	臨時的 雇用者	パートタイマー		出向社員	派遣労働者	その他		
				短時間	その他					
全 産 業	76.1	23.9	4.7	1.2	11.4	8.2	3.2	0.5	4.2	1.8
男 性	85.1	14.9	4.0	0.8	4.2	3.2	1.0	0.7	3.7	1.5
女 性	59.5	40.5	5.8	2.0	24.9	17.6	7.2	0.2	5.1	2.5
建 設 業	84.4	15.6	7.4	1.8	1.6	1.2	0.4	1.5	2.3	1.0
製 造 業	84.0	16.0	3.1	0.5	4.9	2.9	2.0	0.3	5.9	1.4
卸売・小売業	65.9	34.1	3.8	0.9	25.8	18.8	7.0	0.6	2.1	0.9
金融・保険業	80.5	19.5	5.3	0.1	4.4	1.2	3.2	0.4	7.9	1.4
運輸・通信業	76.4	23.6	5.6	0.2	10.6	8.4	2.2	0.3	6.8	0.0
サービス業	61.2	38.8	6.9	3.7	22.1	17.2	4.8	0.3	1.0	4.9

第14図 非正社員の正社員化（複数回答）

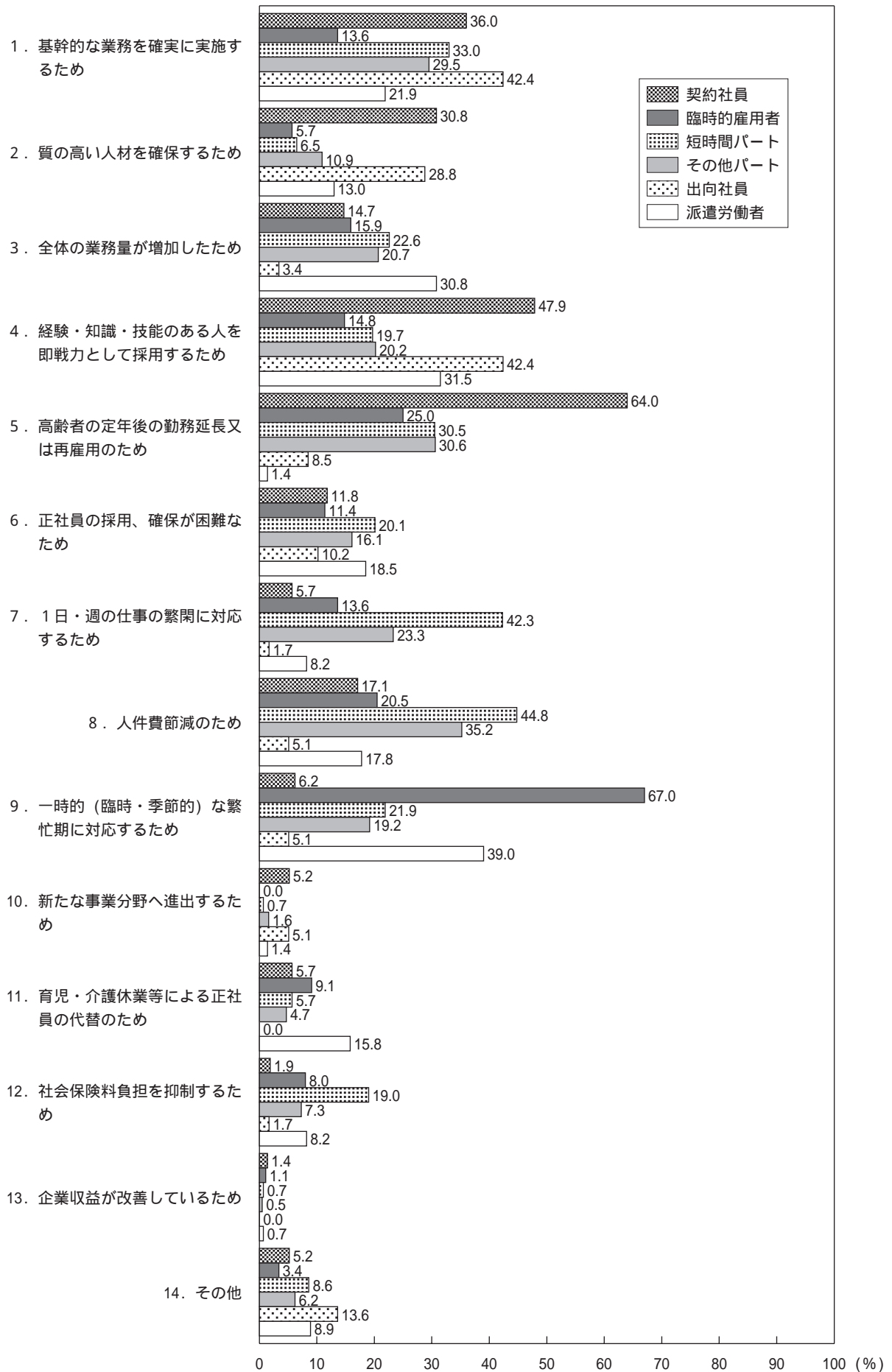


第18表 非正社員等の正社員化の実績

( ) 内は%

区 分	正社員 登用実績 事業所数	登 用 人 数						
		契約社員	臨時的 雇用者	短時間 パート	その他 パート	出向社員	出向社員	
全 産 業	134	376	130 (34.6)	32 ( 8.5)	45 (12.0)	75 (19.9)	7 ( 1.9)	87 (23.1)
建 設 業	5	11	8 (72.7)	1 ( 9.1)	1 ( 9.1)	- ( - )	- ( - )	1 ( 9.1)
製 造 業	49	145	36 (24.8)	13 ( 9.0)	15 (10.3)	22 (15.2)	2 ( 1.4)	57 (39.3)
卸売・小売業	22	68	22 (32.4)	- ( - )	15 (22.1)	21 (30.9)	5 ( 7.4)	5 ( 7.4)
金融・保険業	4	27	15 (55.6)	- ( - )	- ( - )	1 ( 3.7)	- ( - )	11 (40.7)
運輸・通信業	12	41	27 (65.9)	1 ( 2.4)	1 ( 2.4)	2 ( 4.9)	- ( - )	10 (24.4)
サービス業	42	84	22 (26.2)	17 (20.2)	13 (15.5)	29 (34.5)	- ( - )	3 ( 3.6)

第15図 非正社員を活用している理由（複数回答）



調 査 票

# 秘 賃金等労働条件実態調査票

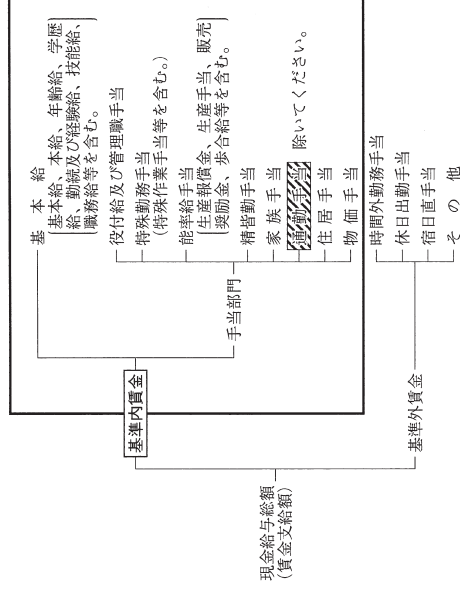
(平成21年7月31日現在)

※は限で記入

産業分類	1 2 3	企業規模	4	整理番号	5 6 7 8	従業員数	9	特長	10 11 12 13 14
1 事業所の名称	〒								
2 事業所の所在地	〒								
3 事業所の主な生産品名又は事業の内容	事業所の有無								
4 企業の全常用従業員数 (同一企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用されている常用労働者の総数)	人	労働組合の有無	有	無					
5 事業所の全常用従業員数 (支店・営業所等の員事業所(だけの常用労働者数)	人 (うち女性 10~29人 30~49人 50~99人 100~299人 300人以上)	人 (うち女性 )							
記入担当者 所属課・氏名	TEL ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		内線 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )						

石川県労働部労働企画課  
《問い合わせ先》  
石川県職業能力開発プラザ  
TEL (076) 261-1400  
FAX (076) 261-1402

この調査は、賃金等労働条件の実態を把握し、企業の経営、労務管理の指標にするものです。  
統計以外の目的に使用したり、調査内容を他にもしったりすることはありませつかんから、ありのままを記入してください。なお※は記入しないでください。  
返送は9月30日までにお願いします。



## 1 新規学校卒業者の初任給および学歴別・職種別ポイント賃金について

(注) 基準内賃金のうち、通勤手当を差し引いた額を記入してください。

(単位 100円)

満年齢	学歴別 男女別	中学校				高校				短大				専大				大学				卒業			
		男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性	
		初	任	給																					
15	初任給	15:16:17:18	19:20:21:22	23:24:25:26	27:28:29	30:31:32:33	34:35:36:37:38	39:40:41:42	43:44:45:46	47:48:49:50	51:52:53:54	55:56:57:58	59:60:61:62:63	64:65:66:67	68:69:70										
18																									
20																									
22																									
25																									
30																									
35																									
40																									
45																									
50																									
55																									
60																									

(注) ・初任給の欄は、本年度採用がなくても新規採用したとすればいくらかを男性の欄に記入してください。

・ポイント賃金の欄は、左端の満年齢に当たる実在者の方の賃金を記入してください。(役員は除く)

・該当者が複数いるときは、より平均的な方を記入してください。



## 2 所定内労働時間について

1 日の所定内労働時間		1 週の所定内労働時間	
時間	分	時間	分

(例) 所定内労働時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間から昼休み等の休総時間を差し引いた時間です。

## 3 休日・休暇について

(1) 週休制はどうなっていますか。(該当するものの番号に○印をつけてください。)

完全	週休 2 日制		週休 1 日半	週休 1 日	その他 (注1)	9
	月 3 回	月 2 回				
1	2	3	4	5	6	7

(例) 時期や職種等によって異なる場合は、より多くの従業員に適用されるものをご回答ください。  
 (注1) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等実質的に完全週休2日制より休日数が少ない場合に選択してください。

(2) 有給休暇について (繰り越し日数は含めないでください。)

① 年次有給休暇の1人平均付与日数は何日ですか。

② 年次有給休暇の1人平均消化日数は何日ですか。

③ 年次有給休暇の計画的付与をしていますか。  
 (該当する番号に○をつけてください。)  
 計画的付与をしている場合は年間何日ですか。

(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの一年間にどのような休日・休暇がありましたか。下記の表に記入してください。 (例) 年次有給休暇を利用した休暇は除いてください。

① 年未年始 (1月1日を含む)	日	→ 1月1日、週休日を含む。
② 国民の祝日 (1月1日を除く)	日	→ 1月1日を除き14日あります。
③ 夏季休暇	日	→ 週休日を含む。
④ メーデー	日	→ 週休日(土・日など)から①～⑤の休日が重なった日数を除いて記入してください。 日曜日 (完全週休2日 52日) (参考) (隔週週休2日 104日)
⑤ その他 (創立記念日、ゴールデンウィーク等)	日	→ 年間休日日数になります。
⑥ 週休日 (週のうち定まった休業日の年間総数)	日	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	日	

## 4 育児休業制度について

(1) 出産した者又は配偶者が出産した者及び、そのうち育児休業を取得した者は何人ですか。

イ	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの出産者数 (配偶者が出産した男性を含む)	女性 ①	男性 ②
ロ	イのうち平成21年3月31日までの間に育児休業を開始した者の数	女性 ③	男性 ④

(例) 育児休業制度とは、育児介護休業法に規定する、子供を育てるためにする休業制度をいい、労働基準法に規定している産前産後休暇、育児時間とは別の制度です。

(2) 育児を行う労働者のための休業以外の措置は、どのような制度を設けていますか。  
 (設けている制度すべての番号に○印をつけてください。)

1	1 日の所定労働時間を短縮する制度
2	週又は月の所定労働時間を短縮する制度
3	週又は月の所定労働日数を短縮する制度 (隔日勤務、特定曜日勤務等)
4	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
5	フレックスタイム制
6	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
7	所定外労働をさせない制度
8	託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
9	制度なし

## 5 介護休業制度について

(1) 家族の介護のため介護休業を取得した者は何人ですか。  
 (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間についてお答えください。)

男性	人	女性	人
----	---	----	---

(例) 介護休業制度とは、育児介護休業法に規定する、要介護状態の家族を介護するために取得する休業制度をいいます。  
 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。

(2) 介護を行う労働者のための休業以外の措置は、どのような制度を設けていますか。  
 (設けている制度すべての番号に○印をつけてください。)

1	1 日の所定労働時間を短縮する制度
2	週又は月の所定労働時間を短縮する制度
3	週又は月の所定労働日数を短縮する制度 (隔日勤務、特定曜日勤務等)
4	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
5	フレックスタイム制
6	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
7	労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度
8	制度なし

## 6 看護休暇制度について

- (1) 介護休業以外に家族等の看護のための休暇制度がありますか。  
(該当する番号に○印をつけてください。)

制度がある	制 度	は	な	い
1	2	3	4	5
○	○	○	○	○

(注) 看護休暇とは、育児介護休業法に規定する介護休業に該当しない看護のための休暇をいいます。  
(例：短期間（2週間未満）の看護のための休暇）

- (1) 1 または 2 に○の付いた方へおたずねします。  
(2) 看護休暇の対象となる家族等の範囲はどれですか。  
(1～4、5～8それぞれ該当する番号1つに○印をつけてください。)

子		子 以 外 の 家 族 等					
1	2	3	4	5	6	7	8
○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 例えば、小学校3年生までが範囲の場合は2に○印をつけてください。また、子以外の家族等が対象とならない場合は5～6に○印をつけないでください。

- (3) 看護休暇は有給休暇ですか、無給ですか。義務教育就学前の子と義務教育就学後の子及び子以外の家族について、それぞれお聞きします。  
(該当する番号すべてに○印をつけてください。)

また、平成20年4月1日から平成21年3月31日までに看護休暇を取得した者は何人ですか。

	有給無給			取 得 者 数	
	1	2	3	4	5
1	○	○	○	人	人
2	○	○	○	人	人
	○	○	○	人	人
	○	○	○	人	人

(注) 同一労働者が期間内に2人以上利用した場合は、利用の都度1人として計上してください。

## 7 就業形態について

従業員の就業形態はどのようなようになっていますか。人数を記入してください。

① 正社員	② 非 正 社 員				
	③ 契約社員	④ 随時的雇用者	⑤ パートタイマー	⑥ 派遣労働者	⑦ その他
男性	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人

(注) 各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

## 8 非正規社員の雇用管理について

※各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

- (1) 非正規社員を活用されている理由についてお聞きします。就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい（複数回答可）。

活用理由	就業形態	契約社員	随時的雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者
1	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	○	○	○	○
8	○	○	○	○	○	○	○
9	○	○	○	○	○	○	○
10	○	○	○	○	○	○	○
11	○	○	○	○	○	○	○
12	○	○	○	○	○	○	○
13	○	○	○	○	○	○	○
14	○	○	○	○	○	○	○

- (2) 非正規社員の正規社員化についてお聞きします。就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい（複数回答可）。

内 容	就業形態	契約社員	随時的雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者
1	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	○	○

- (3) 非正規社員を正社員として登用する制度はありますか。または、制度はない場合でも、非正規社員を正社員として登用した事例はありますか。  
(該当する番号に○印をつけてください。)

制 度	あ	る	制 度	は	な	い
1	2	3	4	5	6	7
○	○	○	○	○	○	○

- (4) (3)で「制度がある」、「制度はないが登用事例はある」と回答したうち、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの実績があれば、その人数を記入してください。

契約社員	随時的雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者
人	人	人	人	人	人

※ 御協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にてご返送願います。  
(返信郵便料金は当方で負担いたします。)

## 石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

平成22年 3月 発行

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話：076-225-1531 FAX：076-225-1534

<http://www.pref.ishikawa.jp/roudou/index.htm>

## 石川県職業能力開発プラザ

ホームページ開設 情報満載！

「働きたい人」「働く人」を応援します

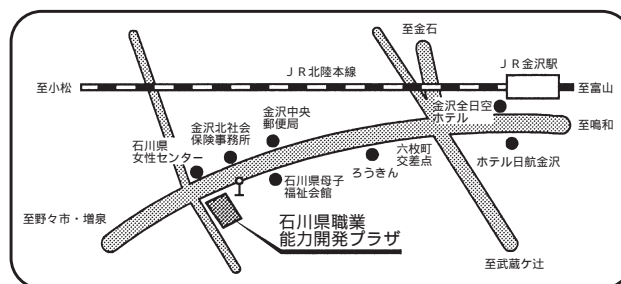
- ・平日は職業能力開発・労働問題・労務管理の相談(8:30～17:00)
- ・総合労働相談会は毎月第3水曜日13:30～16:00
- ・職業能力開発の最新情報(個人向け・事業主向け)をお届けしています。

メールマガジン登録会員を募集中！

プラザのホームページを開くと簡単に会員登録ができます。

ホームページ <http://www.syokunou-p.pref.ishikawa.jp/>

E-mail [pzinfo@po.syokunou-p.pref.ishikawa.jp](mailto:pzinfo@po.syokunou-p.pref.ishikawa.jp)



〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号

Tel.076・261・1400(代) Fax.076・261・1402

JR金沢駅東口より徒歩約8分 北鉄「三社バス停」下車徒歩約1分